

温室効果ガス算定・報告・公表制度森林小委員会開催要領（案）

第 1 趣旨

2050 年ネット・ゼロの実現に向けては、温室効果ガス（以下、「GHG」という）の排出削減を進めつつ、最終的に排出が避けられない残余排出を相殺するため、森林等による吸収・除去の確保・強化も重要となっている。

我が国では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、GHG を一定量以上排出する者（特定排出者）に対して GHG 排出量を算定し、国に報告することを義務付けるとともに、国は報告された情報を集計し、公表する算定・報告・公表制度（以下、「SHK 制度」という）が運用されている。現行の SHK 制度においては、森林吸収量及び木材利用による炭素蓄積量は任意報告事項とされているが、SHK 制度算定方法検討会（環境省主催）において、単なる任意報告にとどめない森林吸収等の取扱いに関する検討が行われ、第 9 回検討会（令和 6 年 6 月）において、森林吸収量等の算定方法の具体化に向けた検討を行うため、有識者からなる森林小委員会の設置が合意された。

これを受け、森林吸収量及び木材利用による炭素蓄積量の算定方法を策定する際の技術的課題等について検討する森林小委員会を開催する。

第 2 委員

学識経験者および業界団体等から選定し委嘱する。

第 3 議事内容

SHK 制度における特定排出者が、森林吸収量及び木材製品の炭素蓄積変化量を「調整後排出量」として算定するための具体的な方法について検討を行い、とりまとめる。

第 4 運営

小委員会に委員長を置く。委員長は、小委員会の議事を運営する。

小委員会の配布資料及び議事録は、林野庁ホームページ上で公表する。

小委員会の事務は、林野庁森林利用課が行う。

小委員会の運営に関しその他の必要な事項は、事務局が委員長に諮って決定する。